

やまぐち 会報



長門峡雪景（阿東町）



境界問題相談センターやまぐち調印式



境界問題相談センターやまぐち
設立記念式典



史跡めぐり



CONTENTS



No.98 - 2008

1

新年の挨拶

山口地方法務局	局長	入江 要次	1
山口県土地家屋調査士会	会長	西本 聡士	2
山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長	下野 洋二	3
山口県土地家屋調査士政治連盟	会長	乗川 良介	4

境界問題相談センターやまぐち 経過報告

センター長	浦井 義明	5
第2回本部研修会の報告	業務部長 林 弘	7
第3回本部研修会の報告	業務部長 林 弘	8

支部研修会

岩国支部長	中島 順一	9
周南支部企画委員	永瀬 勝博	9
山口支部企画委員	渡邊 一正	10
萩支部長	藤津 浩	10
宇部支部企画委員	大窪 圭子	11
下関支部企画委員	八田 廣	12

山口法律関連士業ネットワーク

「第9回一斉共同相談会」報告	副会長 戸倉 茂雄	13
無料相談会について	岩国支部長 中島 順一	15

方位盤の設置についての報告

社会事業部長	林 弘	16
--------	-----	----

史跡めぐり

「やまぐち歴史浪漫街道散策」	山口支部副支部長 河村 清	17
----------------	---------------	----

「境界鑑定委員会」の今後

境界鑑定委員会委員長	打越 充浩	18
------------	-------	----

山口地方法務局防府支局の存続を求める

署名運動	防府支部長 石田 浩三	20
------	-------------	----

会員の作るページ

萩の大名行列	萩支部 広石 勝	21
--------	----------	----

山口県土地家屋調査士会政治連盟の

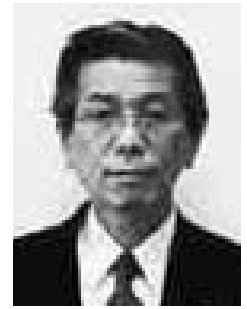
役員名簿について	幹事長 渡邊満洲生	22
----------	-----------	----

事務局だより

会員異動状況	23
会務報告	24

新年のごあいさつ

山口地方務局 局長 **入江要次**



山口県土地家屋調査士会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。会員の皆様には、御家族お揃いで穏やかな新年をお迎えのことと拝察し、心からお慶びを申し上げます。また、会員の皆様には、平素から、登記行政等の民事法務行政の適正、円滑な運営について御支援と御協力をいただいておりますことに対し、厚く御礼申し上げます。

まず、昨年、貴会におかれましては、司法制度改革の一環として、境界に関する当事者の自主的紛争解決の強力なサポートにより、国民に多様な紛争解決の手段を提供することを目的として「境界問題相談センターやまぐち」が設立され、まことに御同慶の至りであります。今後の御活躍を御期待申し上げます。

さて、筆界特定制度もスタートから本年度で3年目に入りました。貴会から13名の会員を筆界調査委員に任命させていただいておりますが、2年で約100件に及ぶ申請件数となっております。その処理状況は、昨年中の筆界特定件数40数件とその前年の8件から飛躍的に伸び、処理状況も円滑に推移しております。引き続き当局におきましては「地図整備・筆界特定室」を中心に局を挙げ、なお一層の適正・迅速な処理に努め、国民の皆様のこの制度に寄せる期待に応えていく所存ですので、御支援、御協力をお願い申し上げます。

また、本年度、萩市の江向地区で実施している「法14条地図」作成作業につきましては、昨年末には「縦覧手続」まで終了し、円滑に作業が進んでおります。地元会員をはじめ、皆様の御協力を賜り感謝申し上げます。

ところで、御承知のとおり、引き続き簡素で効率的な政府を目指すとする国の方針の下、総人件費改革の実行計画が決められ、行政の減量・効率化が進められており、法務局においては平成18年度から平成22年度末に向け、登記所の適正配置、公共サービス改革法に基づく民間競争入札の実施による登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）の包括的民間委託の実施、オンライン利用率50%以上達成、登記所備え付けの地図・各種図面等の地図情報システムへの移行、コンピュータ（シ

ステム）を活用しての登記審査事務等（甲号事務）の効率化に向けた事務処理方法の見直しなどにより、1,588名の定員を削減することとされております。今、まさに法務局は草創期以来の一大転換期にあります。

したがいまして、山口局もこの「転換期」にあることは当然であります。登記のコンピュータ化は平成8年度に本局において開始以来、本年3月末で柳井出張所を最後に局内完了の予定であり、登記所備付けの地図及び各種図面等の地図情報システムへの移行については、本局に続き昨年12月に下関支局、宇部支局とオープンし、他の登記所においても平成22年度末までに順次オープンの予定であります。さらに、平成21年度には乙号事務の包括的民間委託の導入を予定しており、これらの事業を円滑に推し進めるために、山口局全体での取組課題として、職員一同、行政サービスの維持・向上に努めながら、お客様にとってより利便性の高い「顔の見える法務行政」の円滑な運営に全力で取り組みたいと思っております。どうか会員の皆様の御理解を賜り、御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、オンライン申請の御利用につきましては、昨年4月からその利用促進のため、オンラインによる登記事項証明書申請手数料及びオンライン登記情報提供の申請手数料がそれぞれ引き下げられ、本年1月からオンラインによる登記申請については、一部の登記申請にかかる登録免許税の軽減措置が向こう2年間実施され、さらにこれらのインセンティブ措置が実効性のあるものとするために、現在、添付情報の「別送方式」の導入が検討されております。今後も、引き続きオンライン申請の利用促進のため、一層の広報活動等にも努めて参りますので、御利用のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、山口県土地家屋調査士会のますますの御発展並びに会員の皆様の御健勝と御活躍を心から祈念申し上げます。新年のごあいさつといたします。

新年を迎えて

山口県土地家屋調査士会 会長 **西本聡士**



新年あけましておめでとうございます。

昨年末の低気圧襲来も、元旦には初日の出が拝めるすばらしい一日となりました。初詣でひいたおみくじも大吉で、なんとなく良い気分の正月3日間を過ごしました。

しかしそれほど世の中は甘くなく、日本経済が順調ではない状態であることがはっきりわかる4日の株の値下がりでした。

山口県土地家屋調査士会会長に就任して初めての正月を迎えることとなりました。本年もよろしくお願い致します。

昨年は境界問題に関する土地家屋調査士型民間紛争解決手続機関「境界問題相談センターやまぐち」を11月に設立し、活動を開始いたしました。設立準備委員、オープン後の運営委員の方々を初めとする各担当者のご努力に対し絶大な感謝を申し上げます。

また、規則93条の本格的運用、都市再生街区基準点の測量成果の活用開始、オンライン申請の利用促進、筆界特定制度への取り組み、そして事務取扱要領の改定等、理事・役員の方々をはじめとして会員の皆様には大変多忙な1年を過ごしていただきました。衷心よりお礼を申し上げ、感謝の意を表します。

新しい年もまた、軌道に乗り始めた「境界問題相談センターやまぐち」の運営やオンライン申請の積極的な利用促進を初めとする数々の新しい不動産登記法への対応で悩殺されそうです。会の経済危機に対しても積極的に取り組まないといけないと考えています。

本年も第3回になりますADRの特別研修が実施されます。私自身このADR特別研修受講者として取り組まなければなりません。その重圧に押しつぶられそうになりながら、また会の運営を考えながらの1年になりそうです。

今年1年、土地家屋調査士制度の大きな転換期の足音を肌を感じつつ、公共嘱託登記土地家屋調査士協会、土地家屋調査士政治連盟とも一層の連携をはかり、制度発展充実のため努力する所存です。

新しい年が私たち土地家屋調査士にとりまして実り多い年になることを祈念いたしまして年頭の挨拶にかえます。

新年挨拶



社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 **下野洋二**

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いたします。

昨年の公嘱協会の業務は、萩市における不動産登記法第14条第1項地図作成作業をはじめ、岩国市・萩市における地図混乱地域実態調査及び基準点設置作業、さらには山口地方法務局周南支局における地図情報システム事前整備作業等、地図整備に係る重要な業務を受託することができ、いずれも本年度末の完成を目指して社員の奮闘が続いております。また、他の業務につきましても、競争入札制度導入の官公署が増加する中、社員の努力により、ほぼ例年並みの業務量が確保できるのではないかと予想しているところです。

さて、今、我々の最大の関心事である公益法人制度改革につきましては、いよいよ本年12月1日から新しい法律が施行されることとなりました。我が山口協会は、公益社団法人への移行を目指してこれまで社員への意識の徹底を図るとともに、昨年の通常総会において理事の数を増やすなどして、公益法人移行に向けての諸準備を進めてきたところです。

既にご承知のとおり、私たちが公益法人に移行するためには、新法施行から5年の間に認定のための申請を行う必要がありますが、公益認定を受けるまでには数々の障害が予想されるところであり、これをクリアするためには、全公連はじめ他協会との連携と情報交換が必要であると考えております。しかし、何よりも大事なことは、公益、一般いずれに移行するにしても、社員一人一人がこの問題を自分のこととして真剣に考え、その上で社員同士による十分な議論を重ね、その結果、意思の統一までは無理としても、全員が納得できる形で選択肢を決定しなければならないということだと思っております。新法の下での公益法人になると法令上のしほりも多く、その活動も今以上に制限されると思われることが

ら、役員のみを考えを社員に押しつけることは好ましくないと考えておりますので、本会におかれましても、これらの諸情勢をご賢察いただき、さらなるご指導とご支援、ご協力をお願いするものであります。

ところで、ここ数年来、各官公署における業務発注の形態が随意契約から競争入札へと変貌しつつある現実があります。先の地図作成作業等法務局の関係業務におきましても、数年前から一般競争入札制度が導入されております。我々はこの変化を否定するつもりはありませんが、これまで長い間培ってきた土地家屋調査士たる専門家としての誇りと土地家屋調査士法の定義を基に、自信をもって、契約の態様とこれに関わる業際問題を関係官公署に啓発していくことを、本年の大きな目標の一つにしたいと考えております。

折しも、昨年の表示登記事務取扱要領改正に当たり、法務局首席登記官から嘱託登記関係官公署あてに発出された地積測量図の取扱いに係るお願い文書も大きな後ろ盾になり、これまで長い間懸案とされてきた業際問題に風穴が空くことを期待しないではられません。幸い、西本会長からも、この件における周知徹底の働きかけについて、昨年末心強い依頼文書をいただいております。両会が協力した啓発活動が強く望まれるところです。どうかよろしくお願いいたします。

その他、本年は、地籍調査事業のE工程への積極関与、街区基準点維持管理についての社員の意識の醸成、官公署等が所管する不動産の不適切登記等の実態調査に基づいた啓発活動などを積極的に進めることとしておりますので、本会のご指導とご支援を重ねてよろしくお願いいたします。

最後に、調査士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を心より記念し、新年のご挨拶といたします。

年頭のあいさつ

山口県土地家屋調査士政治連盟会長
全国土地家屋調査士政治連盟副会長
山口県土地家屋調査士会顧問



乗川良介

山口県土地家屋調査士会、並びに山口県土地家屋調査士政治連盟の会員の皆様、平成20年戊子の新年を御家族一同健やかにお迎えされた事とお喜び申し上げます。

改めて、新年明けましておめでとうございます。

昨年は、4月8日投票の県議会議員選挙においては、島田 明県議会議長外数名の方々を推薦し、全員当選を果たされました。又、7月29日には、参議院議員選挙が行われ、我が山口県土地家屋調査士政治連盟が推薦し、自由民主党から立候補された、林芳正先生におかれては、自由民主党にとって、大変厳しい選挙であったにも関わらず、大勝利を治められ、当選の栄に浴されました。

会員の皆様の御協力に感謝すると共に、林芳正先生におかれては、国政の場で益々御活躍されます事を御祈念申し上げます。

さて、昨年は役員改選の年であり、不肖私が、山口県土地家屋調査士政治連盟の会長に再び選任されました、全国土地家屋調査士政治連盟の中国地区選出副幹事長も拝命、又、11月、中・四・九州担当の副会長で福岡政連の伊藤副会長が体調を崩され辞任され、その後任として私が、全調政連会長から指名を受け、全調連副会長に就任致しました。

山調政連ニュースで会員の皆様にはお知らせ致しました通り、山調政連の役員、顧問等の選任もスムーズに終え、スタート致しました。

我々政治連盟は、全調政連においては、日調連を、山調政連は山口会のサポート役として政治を司る各立場の議員の先生方との橋渡し役に徹して常に活動するものであり、特に制度に係る改正等が行われる時に、連合会又は単位会の後ろ盾となって活動する団体であります。

又、一方選挙が始まると、候補者の推薦も行って参りましたし、今後行って参ります。

その為にも是非会員の皆様が政治連盟に加入して戴きたいと存じています。

現時点での山調政連の加入率は60%強の状況であります。

「数は力なり」と申します。

全員加入を目指して頑張りたいと思っていますので、皆様の協力と力添えを戴き、選挙に、陳情時に、万端の力を付けさせて戴き、組織の為、制度の為の活動をさせて戴きたく、お願いし、年の初めのあいさつとさせて戴きます。

境界問題相談センターやまぐち 経過報告

センター長 浦井義明



平成19年11月11日、この日は、山口県土地家屋調査士会並びに「境界問題相談センターやまぐち」にとって歴史的な日です。センター設立の日です。そして丁度、1月後の平成19年12月11日、土地家屋調査士法第3条第1項第7号の規定に基づき、同号の団体としての指定の法務省告示がされた日である。センター設立から指定の告示が1ヶ月と言う、全国各会の中でもおそらく最短期間であろう。

ここで、設立までの経緯並びに現状を報告します。

発足

平成18年5月20日、定時総会で次のことが承認された。「境界問題相談センターの早期設立を目指し、検討を開始する」と。

その後、同年8月の本部研修会で当時の西本副会長の「山口県土地家屋調査士会は境界問題相談センターを来年10月設立を目標にがんばる」との発言により、設立日時の設定がなされた。

米国のケネディ大統領は「1960年代にアメリカは月に星条旗を掲げる」と少し大見栄をはって公言した。米国の研究者達はびっくりした。自国の大統領が世界に向かって言ったのだから、研究者達は無視する訳にはいかない。猛進した結果、米国は60年代に、人工衛星を月面に着陸させるところはできた。実現できた。

センター設立について検討協議せよ - との会長からの諮問を受けた研究室で、同年に、センターの概要等を報告答申した、と言う多少の伏線はあったが、設立準備委員達にとっ

ては雲をつかむような状況であった。

平成18年10月の研究室答申から、平成19年11月11日設立までの1年の間に、「境界問題相談センターおおさか」等先行会の視察にはじまり、他会の研修会、協議会へ出席すること5回。他のセンター設立記念式典への出席4回。法務省ADR認証制度説明会に5回出席して研修と情報収集を行った。

準備委員会

この1年間で、準備委員会を総計20回開催した。これはあくまでも調査士会館で行った委員会である。各委員在宅での設立へむけての準備活動は計り知れないものがある。

次に各委員が分担した業務を紹介します。

センター業務の中心的役割を担う調停委員等候補者を対象にした研修会を3回行った。

川口寛司委員。

センター組織図、流れ図、パンフレット小冊子、Q&Aの作成に始まり、弁護士会との調印式、11月17日の記念講演、記念式典の企画立案。打越充浩委員。

法務省の指定団体、認証を見据えての4規則規程（センター規則、運営規程、手続実施規程、費用規程）さらには、弁護士会との協定書これらの諸規定の起案、立案。杉山浩志委員受付に始まり各種調書類までの、総数50にも及ぶ各様式書式集の起案作成。そして受付面談、相談、調停と続く、各種詳細なマニュアル作成。これを途中から準備委員になったとはいえ、常に議論協議の中心的役割を担って作成した、和田祐二委員。

私浦井は、記念式典の余興はどんなものにするか。オープン後の運用をどのようにしようかと考えるくらいであった。

各委員は、愛媛大学の和田講師の教示どおり、プロボノ精神で、家庭を犠牲にし、仕事を犠牲にし、事務所はパンク、パニック状態にあったことは間違いない。

式典

大きな目玉として、9月28日の山口県弁護士会との協定書の調印式に始まり、11月11日の法律関連士業ネットワーク共同相談会同日とあわせたオープン日、そして11月17日の山



口市湯田温泉ホテル「常盤」で行われた設立記念式典並びに祝賀会。

この記念式典では、地図作りの神様といわれる小池信行財団法人民事法務協会会長の「日本の裁判制度とADR、土地家屋調査士に期待するもの」と題して、登記制度から筆界特定制度への必要性、それにまつわる苦労話から、法制度史、法哲学、法曹、司法制度改革を取り巻く状況についての講演を受け、センター運営並び発展の糧とした。

第2部として、法務局をはじめとして各官庁、士業ネットワーク各会、国会議員、議会議員、日調連、近隣各会、本会員総勢約100名が出席して記念式典、祝賀会を行った。

上記3行事については、事前に法テラス各協議団体、裁判所、士業ネットワーク各会への案内、挨拶を怠らず、また、新聞、テレビ等マスコミ関係者への入念な事前案内を行った。その結果、マスコミ関係者からの取材については、事前に文書による質問状を受けたように、市民のセンターに対する関心が高いことを伺わせた。

現状

ここで簡単にセンター業務特徴を紹介し、あわせて平成19年12月末での受理件数を報告します。

1. 電話問い合わせ、来館者の総数38件
2. 相談内容を傾聴し、問題点を一緒に考えたうえ、業務の振り分けを行う
【受付面談】14件
3. 調査士が弁護士とともに、相談者自らが問題解決するために情報提供する
【相談】4件
4. 調査士が弁護士とともに、当事者双方による問題解決の為に交渉を応援する
【調停】2件
(正式受理件数は1件、1件は添付書類補

完中です)

課題

センター設立後約2ヶ月経過した現在の当面する課題として、次の各点があげられます。

課題 認証について

法務大臣の認証を受ける受けないに係わらず、認証制度の理解は必要である。認証を前提に規則及び運用する必要がある。センター業務自体の過誤、調査士業務一般の過誤、告知と時効等々について検討協議するがある。

課題 人的担保について

調停員等が自主的に学習することは勿論、センター主催の研修会の開催、とりわけケーススタディ、ロールプレイを中心にした実践的研修会が必要であろう。また、それに伴い、細部にわたるマニュアルの作成が急務である。受付面談と相談業務との峻別、相談から調停へと進むケースでの相談員と調停員の同一性の可否について、検討する必要もある。

課題 運営について

センター業務は赤字覚悟とは言え、一種の事業である。社会貢献、プロボノとは言われながら、予算、財政的基盤が必要である。限られた予算、限られた会費で運営される調査士会としては、社会事業部を中核とする業務部、境界鑑定委員会、筆界調査委員を含めての仮称運営(推進)委員会形式でのサポート態勢が必要と考えます。

課題 管理面について

組織内から発生する問題に対する安全管理、主に外部から起因するところの危機管理体制の充実が必要である。具体的には、文書管理、守秘義務、開示請求への対応等々である。また先行会で発生した諸ケースを他山の石とする事も必要である。

課題 地域性について

現在、受付面談からのセンター業務は山口市(調査士会館)のみで行っている。中核都市が県内に点在する山口県の地理的状況を考慮して、せめて受付面談は各支部単位で行えるようにして欲しい、との声がある。規則の改定を含めて検討している。

課題 センターの趣旨目的

一般会員、役員を含めて全ての会員にセンターの目的、趣旨を理解してもらう必要がある。運営委員、調停委員等に関わらず、全ての調査士会員は法令、業務に精通しておくことは必要である。

本部研修会

第2回本部研修会の開催についての報告

業務部長 林 弘

日 時 平成19年9月13日(木)
午後1時30分～4時30分

会 場 山口県教育会館 5F第1研修室

内 容 都市再生街区基本調査の街区基準点について
街区基準点測量の経緯
" の精度
街区基準点の使用について
(使用にあたっての注意事項、
点検方法等)
その他

講 師 国土交通省国土地理院 中国地方
測量部測量課
測量課長 平井 英明 氏
測量係長 小野 康 氏

出席者 会員91名 補助者30名
法務局3名

平成19年度4月以降より、市区町において街区基準点の取扱いが開始され、街区補助点についても、おおむね10月以降より取扱いが開始される事から、都市再生街区基本調査の街区基準点についての研修が必要であると業務部で協議し、研修会を企画した。講師の当時は、無かったので最初は、国土地理院のホームページに出前講座がある事を見つけて、メールしてみた。それから中国地方測量部測量課より返事のメールがあり、親身に対応していただき、打合せを重ねて研修会を開催することが出来た。内容は、街区基準点についてのみでなく、公共測量の手続等全般にわたり研修していただいた。出前講座のメニューには無い研修項目だったが測量課長平井英明様、測量係長小野康様がこの研修会のために独自に研修内容を作成していただき、ご努力のおかげで充実した研修になったと思う。今後は、不動産登記規則第77条第1項第7号に基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を地積測量図に記録することと明記されたので、街区基準点があるところは、測量の与点として利用し要件を満たすように運用しましょう。



第3回本部研修会の開催についての報告

業務部長 林 弘

日時 平成19年10月22日(月)
午後1時30分～4時

会場 山口県教育会館 ホール

内容 不動産表示登記事務取扱要領の全部改正について

講師 山口地方法務局
首席登記官 榎崎 保夫 氏
総括表示登記専門官 藤永 幸成 氏
表示登記専門官 増山 和男 氏

出席者 会員144名 補助者31名

山口会では、不動産表示登記事務取扱要領が平成7年4月に改正され、その後平成12年11月に改正されて以来の全部改正となり、山口地方法務局より、榎崎保夫首席登記官、藤永幸成総括表示登記専門官、増山和男表示登記専門官を講師に御迎えして研修会を開催した。

主な改正点は、平成16年の不動産登記法の全部改正によるもので、特に不動産登記規則第77条第1項第7号に基本三角点等に基づく測量の成果による筆界点の座標値を地積測量

図に記録することと明記された事により、これまでの地積測量図以上に土地の特定機能が強化された事と不動産登記規則第93条の土地家屋調査士が作成した不動産の調査に関する報告書が新設された事の改正であった。

その他、立会証明書が無くなり筆界確認書に統一された事、建物に関する登記の申請情報に提供する所有権証明情報のうち建築工事人施工者の引渡証明書が最も重要なものとして位置付けられた事等があった。また、平成19年12月末までは、移行期間として対応することだった。業務部で、平成20年2月中旬に法務局登記部門と協議会を開催する予定であり、質問、要望があれば、事前にお知らせください。研修を受けて、登記申請に不動産登記規則第93条の土地家屋調査士が作成した不動産の調査に関する報告書を添付すれば、実地調査がおおむね省略されるようになると思われるが、その代わりにますます土地家屋調査士の責任が重くなり、今後は、調査報告書の永久保存も考えられているようで記載には、充分注意を要すると感じた。



支部研修会

第3回 岩国支部研修会報告

岩国支部長 中島順一

12月4日(火)13時30分から15時30分まで山口地方裁判所岩国支部において裁判員制度について講義を受けた。

岩国支部会員45名中21名の参加があった。当初刑事裁判を傍聴後講義を受ける予定であったが被告死亡により裁判は中止となり刑事裁判のビデオ鑑賞となった。

その後裁判員制度の講義を受ける。

報道等により裁判員制度は知っていたが具体的内容を聞くのは始めてであった。

以下要点を箇条書きにする。

遅くとも平成21年5月までには開始される。自分の意思で裁判員にはなれない。(言い換えれば特別な事由が無い限り辞退できない)山口県では山口地方裁判所本庁のみで実施される。

本庁での予想件数40件、裁判員候補者は裁判員対象者370人~700人に一人の割合。裁判員は4,460人に一人の割合

私の結論

裁判員制度知っておく必要はあっても一生のうち何度も裁判員になることは無い。

追)

岩国支部では9月より毎月第3水曜日岩国市役所相談室において無料相談会を開催している。平成19年度末を区切りとし相談内容を整理し報告します。



周南支部研修会

周南支部広報企画委員 永瀬勝博

9月25日(火)PM1:30よりPM3:30まで山口地方法務局周南支局3F会議室において、第2回周南支部研修会を行いました。参加者は、補助者の方も含め30名で、周南支局表示登記専門官の溝部さんに参加いただいて、実地調査書の記載の仕方をテーマに座談会形式でおこないました。

本年度からの実地調査書の変更により、記入の仕方はまだ定着していない部分があり、記入していてわからなかったこと等を会員各自が質問していき、溝部表示登記専門官に登記申請を見る方の立場から、アドバイスをいただきました。また、調査書の良い例、悪い例を登記申請のパターンで、支部役員が作製し、その記載例についても、会員同士議論をしていきました。

日頃、見る事が出来ない他会員の調査書の書き方について、自分だけ他の人より実地調査書に書くことが少ないのでは、とか、間違ったことを書いているのではないかと、という様々な不安を解消することができる有意義な研修ができたのではないかと感じました。

溝部表示登記専門官様 おつかれさまでした。



平成19年度第1回山口支部研修会報告

山口支部企画委員 渡邊一正

平成19年8月22日(水) 午後3時から午後5時まで、山口県土地家屋調査士会3階会議室において、標記の研修会を開催し、20名が出席しました。研修内容は、山口支部の小嶋慎一郎会員が作成した不動産調査報告書作成ソフトの使用方法です。講師はもちろん小嶋慎一郎会員です。講師は、ノートパソコンを使って入力方法を解説されたので、とても分かりやすい講義になりました。

このソフトの特徴は、登記簿の情報や、分筆後の地番・地積、隣地所有者の情報などを所定の欄に入力すると、不動産調査報告書はもちろん、登記申請書・委任状・境界確認書・筆界確認書・立会依頼書・境界確認協議申出

書・抵当権消滅承諾書など、登記申請に必要な書類のほとんどを瞬時に作成することができることです。

連合会が作成したソフトは、同じ内容を何度も入力しなければならず、しかもコピー機能が使えないなど、使い勝手があまりよくないため、このソフトを使うことで、かなりの時間の節約ができます。

山口支部の多くの会員は、このソフトを使っているものと思われます。小嶋慎一郎会員、便利なソフトを作ってください、ありがとうございました。

以上、簡単ではありますが、報告いたします。

第1回萩支部研修会報告

萩支部長 藤津 浩

平成19年8月31日(金)萩法務局会議室に於いて行いました。

折しも、公嘱協会で、萩市江向地区の法14条地図作成業務を受託していた事もあり、14条地図作成の際の測量要領という内容で、三好一敏会員に講師を依頼しました。

参加者のほとんどが、この受託業務にかかわっており、7月より真夏の炎天下、連日、立会を行っていたので、皆日に焼け遅くなっていた。(若干、バテ気味でもあった。)

14条地図の測量要領は、日頃行っている放射測量と違い、精度をあげ、かつミスをなくす為の様々な要領がある事に感心致しました。

研修会終了後は、反省会を兼ねて、焼肉店で打上げを行いました。今夏のうっ憤を晴らすかの如く、食べ、飲み、遅くまで大いに盛上がりしました。(夏バテ解消したでしょうか?)

参加者、会員10名、補助者11名、法務局2名でした。



平成19年度宇部支部研修会

宇部支部企画委員 大窪圭子

日 時：平成19年12月1日（土）
午後3時～午後5時
場 所：宇部市野球場
（宇部市恩田町四丁目1番4号）
内 容：インターネットによる閲覧と支払方法
講師 本光誠也会員
出席者：25名（補助者含む）

前回から引き続き、パーソナルコンピューターを使つての手續の研修が行われた。オンライン申請システムの利用や、登記情報提供サービスによる登記情報の閲覧は、必要に迫られているがなかなか手を出し辛く、特に私のようにどうしていいかわからないと困惑している者にとっては、良い機会であった。

企画委員の本光誠也会員の、一画面ごとの注意書きも添えられてのプリントアウトと解説で、「コンピューターはどうも・・・」と思われていた方にも、楽に受け入れられたのではないだろうか。

特に登記情報提供サービスによる登記情報の閲覧は、登記事項要約書の1筆500円に比べて、登記全部事項証明書と同じ情報を得られて480円というのは、活用しない手はない。おまけに、利用時間が平日の8時30分から19時までである。

また、登記全部事項証明書取得の手續きも、1通700円で郵送に1～2日かかることはあるが、時間的に余裕があればメリットのあることである。

そのことについて、改めて会員に利用を促し、手續きを迷わず進めていけると今回の研修は、有効な研修であったと思われる。

本光誠也会員の細かい解説と注意事項の説明で、初めての会員でも取り掛かってみようと思われたに違いない。

この利用がスムーズに進むようになり、業務上能率アップ、ひいては依頼者へのメリットになれば申し分のないことである。



平成19年度第2回下関支部研修会報告 (岩国支部と合同研修)

下関支部企画委員 八田 廣

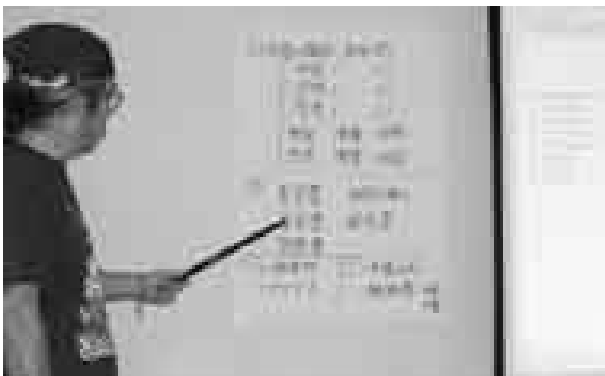
平成19年9月1日(土)午後1時から午後5時まで、岩国市錦町にある深谷峡温泉 清流の郷において、岩国支部との合同研修会を行い、岩国支部20名、下関支部12名の会員が参加し、筆界特定制度と街区基準点を中心に報告及び座談会型式で研修がなされました。

筆界特定制度については、実際に筆界調査委員をされている下関支部の打越会員、岩国支部の浦井会員が順に制度の説明から手続等、そして実務経験からの意見、感想を述べられました。その中で、筆界特定書が発行されても当事者が納得しなければ、その後に裁判へと進む事も考えられることから、法廷へ参考人として出廷することも見据えての意見書を作成しなければならないとの発言がありました。また、筆界特定委員でない調査士であっても、筆界特定制度へ申請代理人として関わることもあることから、当制度を利用しての業務の進め方など質問が多数あり、研修時間の調整が難しくなるほどでした。

続いて下関支部の山田会員から、街区基準点の取り扱いについて、データの入手方法及び使用承認の取り方から使用報告書の提出までを実際の様式をプロジェクターで投射しての報告がありました。そして下関支部の大田会員から日頃の実務上での疑問点などが紹介され、それについての意見交換がなされたところで予定終了時間となりました。

一昨年に行われた両支部の合同研修会同様、多くの意見が飛び交い、ここでも岩国支部の日頃の業務への熱意が伝わってきました。当下関支部からの参加者は岩国支部会員に比べ、年齢層が若いいためか終始圧倒され続けた研修会でした。

最後になりましたが、研修会の開催にあたり準備、運営して頂いた中島岩国支部長をはじめ支部役員の方々、そして会場及び宿泊施設の手配をして頂いた杉山会員にお礼申し上げます。



山口法律関連士業ネットワーク 「第9回一斉共同相談会」報告

副会長 戸倉茂雄

11月11日（日）山口県土地家屋調査士会館3階会議室を相談会場に、今年も恒例の法律関連士業ネットワーク主催の一斉相談会が開催されました。当日はわが「境界問題センターやまぐち」の記念すべきオープンの日と重なり、他の業種の相談員よりも力の入った1日でした。

相談件数は5件と他業種に比べるとやや少ない数字ですが境界問題相談センターも立ち上がり、来年は相談件数がぐんと増えることを期待したいと思います。相談員をされた、浦井副会長、藤原山口支部長、ありがとうございました。

尚、全体の相談結果は次のとおりです。

1. 相談件数

事前予約数	当日	キャンセル	計	前年度合計
27件	16件	2件	41件	31件

2. 相談来場者

団体名	相談員	相談件数
弁護士会	8	23
司法書士会	12	20
社会保険労務士会	3	6
税理士会	3	9
土地家屋調査士会	3	5
不動産鑑定士協会	3	1
弁理士会	1	0
行政書士会	2	1
計	35	65

性別	
男	24
女	17
計	41



3. 相談会を知ったのは

チラシ	市町広報	各土業窓口 (ホームページ)	サンデー 山口	新聞	テレビ・ ラジオ	その他	回答なし	計
7	4	4	7	0	0	4	15	41

4. 相談者地域別

山口市	28
防府市	4
阿東町	1
宇部市	5
岩国市	1
下関市	1
長門市	1
不明	
計	41



5. 効果

非常に満足	4
満足	12
一応満足	8
納得	4
不満足	0
回答なし	13
計	41

6. 主な相談内容

団体名	主な相談内容
弁 護 士 会	債務整理、離婚、多重債務、保証人、貸金の返済、工事保証、近隣トラブル、地方税、遺言、相続、雇用契約、土地貸借契約
司 法 書 士 会	債務整理、相続、貸金返済、近隣トラブル、賃貸借契約、遺言、相続
社会保険労務士会	年金、雇用、社会保険、給料未払い
税 理 士 会	贈与税、相続税、自動車税
土地家屋調査士会	境界、筆界特定、現物分割
不動産鑑定士協会	借地料、進入路
弁 理 士 会	
行 政 書 士 会	法定外公共物

月一回の無料相談

岩国支部長 中島順一

岩国支部では毎月第三水曜日午前9時から12時までを表示に関する無料相談日と決め岩国市役所、相談室で開くことにした。

支部会員13名の協力を得て一組2名で対応する当番制とした。

一年間で2回順番が来る勘定となる。

相談会を開くに当たり20年の実績がある倉敷支部の助言、本会役員および支部役員と相談し下記の注意事項を遵守し対応することとした。

注意事項

相談票に相談内容を記入し記録に残す。

相談者より依頼を受けても基本的にはお受けすることができない旨、説明する。依頼先は調査士名簿等により相談者の自由意思にまかす。

相談者に名刺を渡さない。(名前を聞かれた場合名乗ることはさしつかえないが営業活動はしない)

土地家屋調査士法22条の2に抵触しないように注意する。

相談者に不快感を与えない服装を条件にノーネクタイでもよい。

社会から土地家屋調査士を認知していただくための奉仕活動と念頭に置く。

相談内容が所有権界による紛争である場合安易に回答せず11月設立の「境界問題相談センターやまぐち」もしくは筆界特定制度を進める。



5月より準備を始め9月19日第一回目の無料相談会を開いた。

事前に市報に案内がされていたため5組6人の相談者があった。

最後の相談者は1時間あまり待たしてしまった。

今後の相談会の様子を見て予約制にしないといけないうちかもしれない。

始め相談者が来るか心配であったが幸先のよいスタートができた。

方位盤の設置についての報告

社会事業部長 林 弘

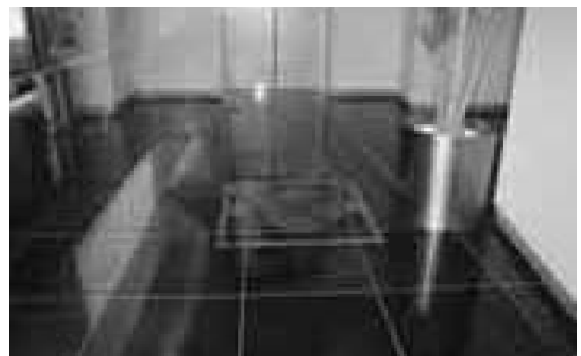
日時 平成19年9月26日(水)午後1時～5時
 場所 山口朝日放送(YAB)、中国電力山口支社
 日時 平成19年10月3日(水)午前10時～12時
 場所 山口放送(KRY)、山口放送住宅展示場
 内容 方位盤の設置

今年度より山口会に社会事業部が新設され当面、業務部と兼任という形で事業を行うことになった。今回、理事会で審議された事業は、乗川良介政治連盟会長のご厚意により方位盤の寄贈をいただいたので、これを利用して調査士会のPRを行い、また社会貢献も視野に入れ、方位盤の設置をすることになった。設置場所は、公共施設が望ましかったが実績がないため、それに準じた公共性が高い、人のたくさん集まる場所を選定した。また、設置の了解をとるため、西本会長、乗川政治連盟会長にもご尽力していただき実行が可能になった。方位盤の方位については、磁北でなく真北とすることとした。

設置場所は、山口朝日放送(YAB)は1階のエレベーター前で、中国電力山口支社は1階の中央部で、山口放送(KRY)は展望室の中央部で、山口放送住宅展示場は道路の中間地点に設置した。足を運ばれた際には、是非ご覧ください。設置方法は、GPS、光波測距機を使用し真北方向を測定し設置した。この方位盤は、まだ20枚程度残っているので、支部で測量研修を兼ねて小学校等に設置したり、表示登記の日などのイベントに使用したりアイデア次第で、面白い利用方法が出来ると思うので利用されたい支部は、社会事業部まで、ご一報ください。



山口放送(KRY)展望室



山口朝日放送(YAB)



KRY 徳山総合住宅展示場



中国電力山口支社

やまぐち歴史浪漫街道散策

～ 大内文化特定地域を歩く ～

山口支部副支部長 河村 清

9月初め、バスを利用する史跡巡りのルート選定を行い、バス会社数社に連絡を入れるが、10月は秋の行楽シーズン真っ盛りで、バスの手配が出来ず、急きょバス旅行を断念。その時、藤原支部長発案により【歩き】に決定。それに伴い、新たに資料の収集・ルート選定・現地踏査・当日の段取りの打ち合わせ等々と事は慌ただしく進み、この度の運び選定となりました。

【歩き】ということで参加者が少ないのではないかと懸念していたのですが、我々執行部の予想を遙かに超える参加申し込みを戴き、ありがとうございました。嬉しさの反面、徒歩のため安全面での配慮を怠らない様に、入念な打ち合わせを致しました。

10月27日 9時30分秋晴れのもと 明治時代に政治家や文人が交遊した料亭「菜香亭」に集合(平成16年に現地に移築)。参加者89名(内子供14名) ボランティアガイド5名を含む総勢94名を4班に分け、ボランティアガイド案内のもと、大内・毛利・維新時代の歴史浪漫街道散策の旅へ・・・

途中、瑠璃光寺(陶弘房の菩提寺)・国宝瑠璃光寺五重塔(日本三名塔)・洞春寺(毛利元就の菩提寺)等の史跡が点在する香山公園をしばし散策。その足で、川の兩岸に春は桜が咲き誇り、初夏には国の天然記念物に指定されているゲンジボタルの乱舞する室町時代に京都の鴨川に見立てられて造られた一の坂川河畔を下り、その一の坂川沿いにある老舗料亭「山寅楼」で昼食、しばしの休憩と歓談。

午後から、山口ふるさと伝承総合センターにおいて、漆の歴史と大内人形などの大内文化を偲ばせる伝統工芸を学び、全員で大内塗りを体験し、伝統の技にチャレンジ。(作品は、後日各家庭へ宅配 工芸品のできればは?)



更に散策は続き・・・ 集合場所の菜香亭に戻り解散しました。

歩行距離約5km・所要時間約6時間半・大人数での町中の移動という行程のため、けが・事故等の心配も致しましたが、天候にも恵まれ何事もなく無事に終えたことを参加者の皆様方に感謝致します。それと、この史跡巡りを無事終ることができたのも、史跡巡りに参加されなかった山口支部の各会員の皆様方が、一行を各ポイントポイントでサポートして下さったおかげです。心より感謝・お礼申し上げます。(お茶の手配もできずごめんなさい) 山口支部各会員協力のもと、相対的には満足のいく史跡巡りではなかったかと思っておりますが、参加者の皆様にとってはどんな一日でしたでしょうか? おいでませ山口!



「境界鑑定委員会」の今後

境界鑑定委員会 委員長 打越充浩

はじめに

規則第1条による「目的」を復習すると、土地家屋調査士制度における公共的使命を果たすため、土地家屋調査士の専門性を発揮し土地境界の明確化に寄与する目的で、平成14年1月18日に組織されたものです。

第8条の「業務」では代表的なものとして、「境界鑑定及びこれらに関する法令、通達、判例、先例の調査研究に関する事項」、「鑑定業務の実務研修に関する事項」、「鑑定業務の取扱いに関する指導・助言に関する事項」、「鑑定業務の啓発宣伝に関する事項」等です。

これまでの実績

平成15年より山口県の特異性を含め、一般的に考えられる、土地家屋調査士が関わるであろう土地の境界(筆界特定制度ができた今、以下筆界とする)の考え方並びに筆界の特定方法・手順について、業務部の協力を得ながら6名で委員会を開催し、各支部の問題点を取り上げ、意見交換に加え聴講だけという従来の受身の研修でなく、土地家屋調査士自身が積極的に参加し、お互いの考えや意見を交換するという今までに無い、研修会を計画的に実施してきました。

研修内容を振り返ると、山口県の公図・地籍図の諸問題(例題討議)山口県の山林検地・丈量と絵図(山林地番での業務)、民事調停制度(調停調書による業務)長狭物「里道・水路・畦畔の由来」(考察事例)、境界立会の方法及び注意点、地籍調査について研修し、

これらにより各支部が持つ問題点も浮き彫りにされました。現在土地台帳付属地図を中心とする支部、さらに国土調査が完了し法14条第1項地図を中心とする支部も含め、ある程度の統一性と方向性が見いだされました。グループで討論することにより問題点の整理の仕方等、参加された会員には得るものがあったと思います。

筆界特定の基本書

その次に取り組んだのが、山口県「土地制度・地図の沿革」の出版でした。これは山崎耕右会員が長年研究してきた資料を基に、問題点のある現場に直接赴き実地検証をし、県文書館に通い写実した資料を総合し、境界鑑定委員の英知を絞って完成した図書で、今後若い会員はもちろん山口会会員が必要とするものです。しかしながら愛媛会の土地家屋調査士から里道・水路・畦畔についての考察事例のパターンに関して無断引用の指摘を受けた件について、本会総務部が苦情問題として処理され、委員会が直接釈明できなかったこともあり、委員会の雰囲気としては、実質的な境界委員会の役目はADRに統合して解散してもいいのではないかと一時考えたこともありました。

今後について

平成18年1月20日より法務局の筆界特定制度が始まりました。私は「境界問題相談センターやまぐち」の立ち上げ準備委員会に組み

込まれ、半年で20回にも及ぶ部会をこなし、準備をしたため境界鑑定委員会は実質稼働していませんでした。センターが開設された今、この境界鑑定委員会の今後について整理し、この委員会の方針を考えたいと思います。

当初、境界鑑定委員会は大阪会が境界鑑定講座においてリードし、連合会の指導による、受動的な研修をして参りましたし、この境界鑑定の先にADRがあるものと感違いをもしておりました。ADRは資格団体の社会貢献であり、これを行うことで会員の負担は増えますが、土地家屋調査士が新しいステージに立ち社会的評価を得ることの意義の方が遙かに上で、後に続く若い会員の将来、また土地家屋調査士の資格の存亡がかかっているように思います。

開設したセンターは1ヶ月で問い合わせ30件、受付面談11件、相談3件、調停1件と広報不足にもかかわらず利用者があり、境界問題で悩んでいる方が多いと考えます。

一方、筆界特定制度において山口地方法務局での申請は平成18年度37件(51筆)、平成19年9月現在22件(38筆)、広島管区で314件(H.19.7現在)と法務局の予想を超える申請が出ております。この制度において筆界調査委員として土地家屋調査士は重要な役割を担い、また、法務局も土地家屋調査士が作成する意見書に大きな期待をもたれております。

この筆界特定申請においてすべての土地家屋調査士は申請代理人になれ、申請時に添付できる意見書においてその内容が筆界について論理的に主張できているならば、標準処理期間より早く筆界特定書が法務局から出されることと思います。この意見書は単なる主張では無く筆界について総合的な理解力及び、文章表現能力等が求められます。地図の成り立ちや歴史、現地の占有状態の移り変わ

り、各資料の分析と洞察力等土地家屋調査士としての総合力を問われるため一步踏み込んだ研修を境界鑑定委員会がすべきであると考えますし、土地家屋調査士法第25条においても研修の努力規定が明記されています。

今後は、予算の兼ね合いで「境界問題相談センターやまぐち」内に研修部を作り業務士と協議をしながら、土地家屋調査士として資質の研鑽に重点を置く研修(筆界特定での事例、ADRでの事例等整理し会員に反映)を研修部として行った方向が良いと私は考えますが、皆様はどのようにお考えでしょう。

今後の研修(案)

1. 法律概論(法律・法律用語の読み方)
講師: 裁判所
2. 筆界特定申請書(事例別に記載方法の解説)
講師: 法務局筆界特定室
3. 筆界特定制度における土地家屋調査士としての倫理
講師: 弁護士
4. 筆界特定意見書について
講師: 筆界特定登記官
5. 研修とは別に法務局、筆界調査委員合同による問題点の整理、事例研究を行い会員に反映させる。

などが考えられます。5は早急に行う必要性を感じています。

皆様のご意見を頂き、境界鑑定委員会でまとめたいと思っていますので、活発な意見を求めます。

山口地方法務局防府支局の存続を求める署名運動

防府支部長 石田浩三

山口地方法務局防府支局の存続を求める署名活動ご協力いただきました山口県土地家屋調査士会の皆様に、防府支部会員一同心より御礼申し上げますとともに、署名を山口地方法務局に提出いたしましたことをご報告申し上げます。

今後も、山口地方法務局防府支局の存続を求める運動にご支援・ご協力をお願い申し上げます。

山口地方法務局防府支局の存続を求める署名運動 ご協力のお礼について（ご報告）

今年3月に防府市議会において「山口地方法務局防府支局の存続を求める決議」が全会一致で決議されたことに合わせて、7月末から防府商工会議所を中心に「防府支局の存続を求める署名活動」を行ってまいりました。

その結果、防府市民をはじめ市内外から多くの皆様方からご賛同を頂き、お陰様で、僅か2ヶ月半という短い期間に3万3千人を超える多くの署名を頂くことができました。

締切後も各方面から署名や激励の声を数多く頂くなど、「防府支局を存続してほしい」との声の大きさは、防府支局の統廃合計画のもたらす問題の重大さを物語っております。

皆様方からお寄せ頂いた署名簿につきましては、10月24日に山口地方法務局の入江要次局長殿に提出するとともに、地元選出の国会議員に対しましても存続の要望書を提出致しましたことをご報告致します。

今後とも「法務局防府支局の存続運動」について変わらぬご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

ご協力ありがとうございました。

山口地方法務局防府支局を存続させる会

代表 澤田 光穂

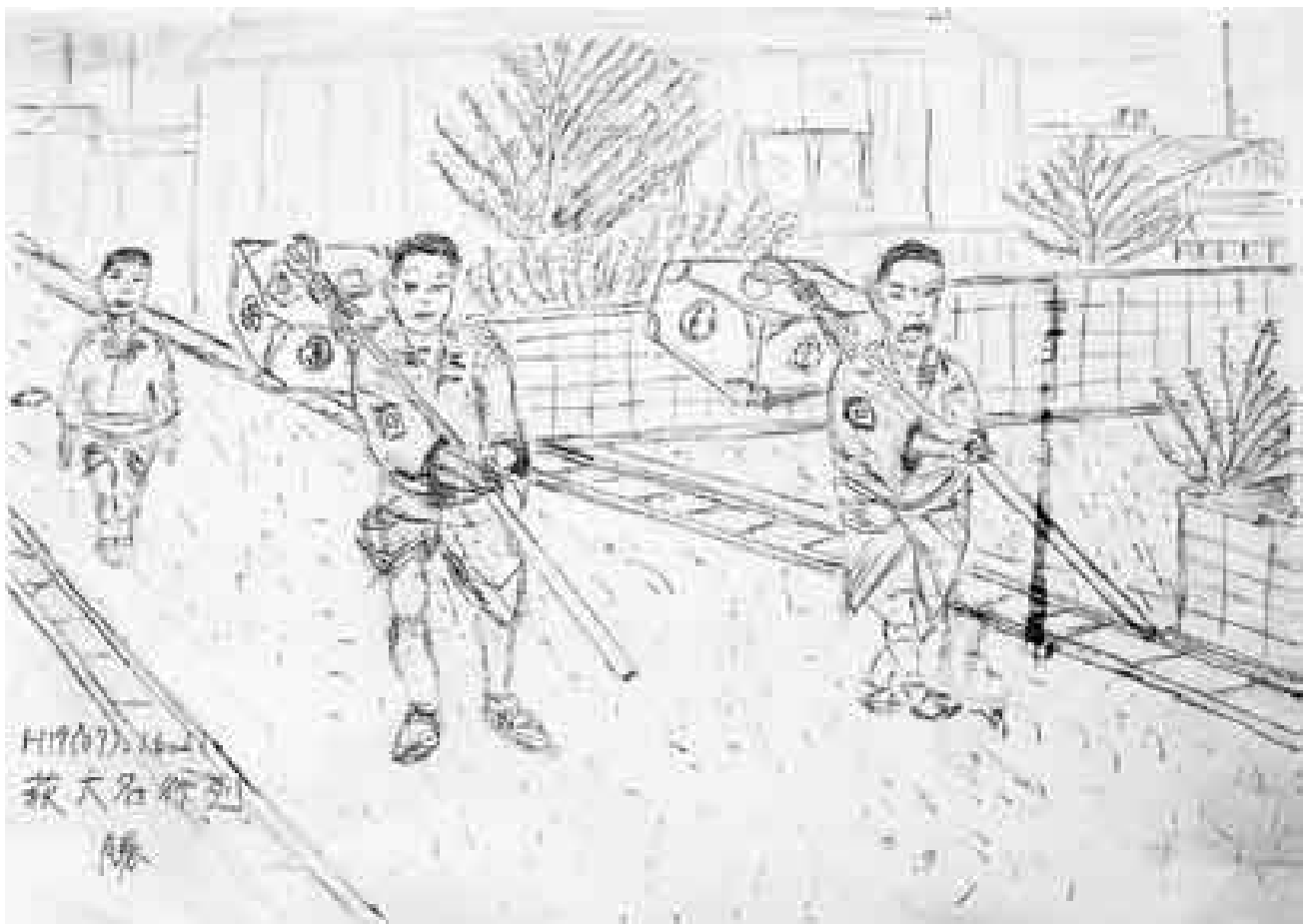


会員の作る
ページ

萩の大名行列

萩支部 広石 勝

11月に開催される萩時代祭りの主要行事である、萩大名行列は、享保5年（1720年）に萩藩5代藩主の吉元が、金谷天満宮（萩市椿町）の社殿を修復したことを契機に始まった萩市古来の奉納行列であり、江戸時代の催しを思い浮かばせるものである。城下町、萩の風景とこの催しは十分に調和がとれていた。なるほど当時の人はよく考えたものである。見ていて、すぐに昔への想像を掻き立ててくれた。見ておられない方は、ぜひ大名行列の勇壮な姿を一度見てください。



山口県土地家屋調査士会政治連盟の役員名簿について

幹事長 渡邊満洲生

平成19年度、平成20年度の山口県土地家屋調査士会政治連盟の役員は下記の通り決定しておりますので、会員のみなさまにお知らせすると共に、今後ともご協力をよろしくお願い致します。

さて、私達土地家屋調査士は法の改正を含め、業務の適正化と拡大を図る上で、どうしても国会議員の先生方及び、地元の議員の先生方のご協力を頂かなくてはならないことが多く政連の役割はまさしくその橋渡しをする事であると思っております。

政連の活動は全て政連会費により活動しておりますので、会員全員が、政連にご加入の上、政連会費の納入について、ご理解頂きますようお願い致します。

山口県土地家屋調査士会政治連盟役員名簿

(H20.1.1 現在)

役職	氏名	地区
会長	乗川良介	周南
副会長	三好一敏	萩
幹事長	渡邊満洲生	山口
副幹事長	中島順一	岩国
"	戸倉茂雄	周南
"	石田浩三	防府
"	片山修一郎	萩
"	高杉千河生	宇部
"	宮崎幸三	下関
会計責任者	白木博	下関
会計責任者 職務代行者	松田光則	防府
監事	東章	岩国
"	福田眞一	下関
名誉会長	瀬口潤二	宇部

役職	氏名	
顧問	衆議院議員	高村正彦
	"	河村建夫
	"	平岡秀夫
	"	福田良彦
	参議院議員	林芳正
	"	岸信夫
	山口県議会議長	島田明
	山口県議会副議長	松永卓
	山口県土地家屋調査士会顧問	三好敏夫
相談役	山口県土地家屋調査士会会長	西本聡士
	(社)山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長	下野洋二

全国土地家屋調査士政治連盟副会長	乗川良介
全国土地家屋調査士政治連盟副幹事長(中国ブロック選出)	

事務局だより

会員異動状況

1. 会員入会状況

	氏名 (生年月日)	入会 年月日	事務所	TEL	FAX
	河村 保 (S 27.7.18)	H19.11.1	〒744 0024 下松市大字末武上2016番地3	(0833) 41 2011	(0833) 41 2011
	阿部 英世 (S 23.7.20)	H19.12.3	〒755 0043 宇部市相生町9番23号	(0836) 33 3336	(0836) 21 6004
	大来 博康 (S 50.10.11)	H20.1.10	〒753 0861 山口矢原1432番地5	(083) 933 0061	(083) 933 0062
	大森 淳一 (S 45.12.28)	H20.1.10	〒753 0861 山口矢原1432番地5	(083) 933 0061	(083) 933 0062

2. 会員退会状況

支部	地区	氏名	退会年月日	備考
山口	山口	小山 末男	H19.8.31	廃業
岩国	柳井	熊本 憲司	H19.10.10	廃業
岩国	岩国	松本 孝	H19.10.23	廃業
宇部	宇部	平山 正昭	H19.11.4	死亡
萩	萩	中野 佳裕	H19.12.19	廃業
萩	萩	安田 巖	H20.12.31	廃業
山口	山口	吉武 正敬	H20.12.31	退会

3. 事務所住所変更

支部	氏名	変更 年月日	変更事項	変更内容	TEL	FAX
周南	亦賀 喜忠	H19.10.1	事務所	〒743 0031 光市虹ヶ丘一丁目16番13号	(0833) 72 3388	(0833) 72 7838
下関	川井久二夫	H19.10.3	住所	〒756 0854 山陽小野田市叶松一丁目6 番1号	(0836) 84 0862	
柳井	平井 隆雄	H19.12.21	事務所	〒742 0031 柳井市南町一丁目6番9号	(0820) 25 0100	(0820) 25 0101

会務報告

開催日	会務	場所
9月4日(火)	法務局・司法書士会・調査士会三者協議会	山口地方法務局
5日(水)	会報編集会議	調査士会館
10日(月)	境界問題相談センター取材	調査士会館
11日(火)	会報編集会議	調査士会館
11日(火)	理事会	調査士会館
13日(木)	第2回本部研修会	山口市
14日(金)	第12回境界問題相談センター設立準備委員会	調査士会館
20日(木)	第13回境界問題相談センター設立準備委員会	調査士会館
	方位盤設置のお願い	周南市
25日(火)	弁護士会へ境界問題相談センター関係訪問依頼	山口市
26日(水)	方位盤設置のお願い及び設置	山口市
27日(木)	第14回境界問題相談センター設立準備委員会	調査士会館
27・28日(木・金)	全国会長会議	東京都
28日(金)	調印式打合せ	調査士会館
	「境界問題相談センターやまぐち」設立に伴う調印式	調査士会館
	境界問題相談センターやまぐち相談員・調停員候補予定者研修会	調査士会館
10月1日(月)	相談・苦情処理	調査士会館
	法テラス・山口地方協議会	山口市
3日(水)	方位盤の設置	周南市
5日(金)	周南支部研修会講師派遣	周南市
6日(土)	境界鑑定委員会	下関市
6・7日(土・日)	自主支部長会	周南市
8日(月)	相談・苦情処理	調査士会館
	第15回境界問題相談センター設立準備委員会	調査士会館
12日(金)	業務部会	調査士会館
	境界問題相談センターやまぐち設立に関するPR活動 (ケーブルテレビ来会)	調査士会館
16日(火)	宅建協会下関支部研修会講師派遣	下関市
21日(日)	第16回境界問題相談センター設立準備委員会	調査士会館
22日(月)	第17回境界問題相談センター設立準備委員会	調査士会館
22日(月)	第3回本部研修会	山口市
27日(土)	史跡めぐり(山口)	山口市
	第18回境界問題相談センター設立準備委員会	調査士会館
11月2日(金)	第19回境界問題相談センター設立準備委員会	調査士会館
	境界問題相談センター 相談員及び調停員候補予定者研修会	調査士会館
4日(日)	境界問題相談センター愛媛 関与員研修会	松山市
5日(月)~6日(火)	中プロ役員会・担当者会議	広島市
7日(水)	中間監査	調査士会館
	財務部会	調査士会館

11月9日(金)	第19回境界問題相談センター設立準備委員会	調 査 士 会 館
	常任理事会	調 査 士 会 館
9・10・11日 (金・土・日)	土地家屋調査士測量技術講習会	福 岡 市
11日(日)	山口法律関連士業ネットワーク斉相談会	調 査 士 会 館
	「境界問題相談センターやまぐち」設立	調 査 士 会 館
16日(金)	不動産鑑定士協会研修会講師派遣	山 口 市
17日(土)	「境界問題相談センターやまぐち」設立記念式典	山 口 市
18・19日(日・月)	西日本会長会議	岡 山 市
29日(木)	山口法律関連士業ネットワーク理事会	山 口 市
30日(金)	業務部会	調 査 士 会 館
12月4日(火)	広報部会	調 査 士 会 館
6日(木)	合格証書交付式	調 査 士 会 館
7日(金)	公嘱協会理事及び顧問との協議会	山 口 市
9・10日(日・月)	ADR担当者会同	東 京 都
21日(金)	境界問題相談センター運営委員会	調 査 士 会 館
	会報編集会議	調 査 士 会 館



広報部より

会員の皆様の楽しい話題、貴重な体験等をどんどん募集しております。

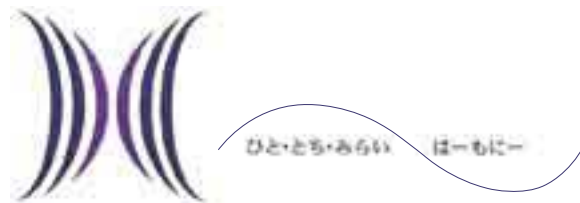
編集後記

謹賀新年。今年のお正月は、京都・奈良方面に出かけ、京都の伏見稻荷大社、平安神宮、奈良の春日大社と三社参りをして来た。久々の雑踏を見てワクワクした。お参りのあと足を延ばし、遺跡の多い飛鳥に行き、石舞台古墳や高松塚古墳を見てきた。悠久の古代人や聖徳太子等に思いをはせ、万葉人の心に少し触れた旅だった。

今年は、?回目の年女! 充実させるべく1日1日を大切にしよう!

今年も山口県土地家屋調査士会と会員にとって良い年となりますように! 真

発行 山口県土地家屋調査士会
〒753 0042 山口市惣太夫町2番2号
電話 (083) 922 - 5975
F A X (083) 925 - 8552
ホームページ <http://www.chousashi.net/>
Eメール yamatyo@chousashi.net
振替 01590 - 5 - 11085
発行者 山口県土地家屋調査士会
会 長 西本 聡士
広報担当副会長 戸倉 茂雄
広報部長 久保真珠美
理 事 高松 孝一
" 曾根 章文
印刷所 大村印刷(株)



山口県土地家屋調査士会

〒753-0042 山口県山口市惣太夫町2番2号
TEL083-922-5975 FAX083-925-8552
ホームページ<http://www.chousashi.net/>
Eメールyamatyo@chousashi.net